戦後華南の郷・保と地域社会(1945 ~ 1949)

一広東省南海県民国档案から

莊 帆

は	じ め に	439
Ι	南海県の「郷」の実質	442
II	南海県の「保」の実質	450
${\rm I\hspace{1em}I\hspace{1em}I}$	資源の徴発に対する保の抵抗	456
お	わりに	459

はじめに

日本のポツダム宣言受諾から間もない1945年8月22日、日中戦争中、新興県に移転していた広東省南海県政府は仏山に戻り、県域の支配権を回復した。国民党政権が1929年から複数の法令によって施行していた郷鎮保甲制は、回復した地域の統治を立て直すための基礎となった⁽¹⁾。南海県は省政府の訓令を受けて、郷鎮については一部を合併した以外はほぼその原状を維持し、保甲については画一化を推進して日本占領期の権力構造を破壊しようとした。その結果、県政府の統制力が強化された一方で、地域勢力の反発に起因する一連の紛争が起こり、郷・鎮・保などの名義を利用して支配権を握っていた集団の存在が明らかになった。本稿では、1945から1949年までの南海県の郷鎮保甲制について考察し、郷・保という2つのレベルの行政機構の内実を探究する。特に、郷長や保長、そして民衆がいかに制度を理解し利用したのかを明らかにし、彼らの観念・感覚と行動様式に基づく「生きた制度史」を描くことを目指す⁽²⁾。

1 国家と地域社会のあいだ

国家政権がどのように費孝通のいう伝統的な「複線の政治」⁽³⁾ を破壊し、基層社会に 進出して支配力を強化したのかという問題は、中国郷村の近代史にとって極めて重要な研 究テーマである。

蕭公権と瞿同祖は1960年代にすでに、清代政府がいかに多様な制度を手段として基層社会を柔軟に支配したことを明らかにした⁽⁴⁾。フィリップ・キューン(Philip Kuhn)は、清末以降の地方社会においてエリートが西洋の衝撃と軍事動乱に直面し、「地方軍事化」(local militarization)を通じて国家の基層に対する支配を強めた過程を叙述した。キューンによれば、清末の団練や国民党政権の郷鎮自治制度や保甲制はその過程の一部であり、共産党政権が成立すると、国家の基層社会への支配はその頂点に達した⁽⁵⁾。

プラセンジット・ドゥアラ(Prasenjit Duara)は、国民党政権が伝統郷村に存在した「権力の文化的なネクサス」との対立により郷村社会を統制できなかったと述べて、国家が地方エリートの権威を低下させたという見方を支持しつつ、文化という新たな視角を強調した。ドゥアラは農業史の専門用語「インボリューション」(involution)を政治史に転用し、保甲制のような基層行政の膨大化と政権による郷村支配の失敗という結果との関係を分析した⁽⁶⁾。こうした見解は、民国行政史における定説となった。

国民政府の基層行政は、孫文の「訓政」理念に基づく地方自治制度と「防共」を目標とする保甲制が組み合わさって作られたシステムである⁽⁷⁾。多くの研究者は両者を区別し、国民政府の郷村行政創出に対する努力を評価しながらも、保甲制のような措置が郷村を破壊し、郷村の疲弊を招いたと論じている⁽⁸⁾。さらに、文化資本に依存していた在来の郷紳が行政組織に参入して「劣化」し、「権紳」や「新官紳」といった新たな支配団体を形成したという指摘もある⁽⁹⁾。これらの議論はドゥアラの論点のように、郷鎮保甲という基層行政の末端を単に国家の一部分と見なし、郷村社会との相互作用を十分に解明してこなかった。

民国期の保甲制をめぐる他の多くの研究も省と市の档案を主要史料として用い、「上からの」視点から保甲制を国民党政権の統治の道具と見なしてきた。さらに、国民党統治を否定的に評価する政治的傾向も相まって、保甲制の実践現場は解明されてこなかった (10)。しかし、近年の研究では、地方秩序の生成とその実態が反映された国家と地方の複雑な交渉について解明が進んでおり、民国期制度史における地方史研究の必要性が示唆された (11)。

また、国共内戦期について、奥村哲や笹川裕史は「総力戦」という視点を通じて、戦争が基層行政の変革に深刻な影響を与え、それが1949年以降にも続いたことを指摘した。例えば、笹川裕史は内戦期の四川省における食糧徴発に着目し、内戦期と共和国初期の「政策課題・政策志向においては強い連続性」があったと主張した⁽¹²⁾。四川省などの地域と本稿で取り上げる南海県の状況とを比較すると、郷村社会の権力構造の多様性と戦後中

国の地域差が浮かび上がる。

国家がいかに地域社会に対する支配権を強化したのかという思考様式は、基層社会を単なる受動的な客体として描いている。それに対して、本稿では、地域社会からの視点に主眼を置き、基層社会が国家の「てこ」とする制度をどのように理解し、利用したのかを明らかにしたい。

2 方法としての珠江デルタ

広東省の伝統社会がどのように近代の改革と革命を受容したのかという問題について、研究者はさまざまな地域と角度から豊富な研究成果をあげてきた。例えば、蒲豊彦は潮汕・海陸豊地区の械闘という武力闘争の歴史と近代の革命との連鎖を宣教師関連史料などに基づいて明らかにした。また宮内肇は1920年代初頭における広東省省長陳炯明の宗族を基盤とする地方自治の模索をめぐって、それによって引き起こされた宗族社会の世代間対立について叙述した⁽¹³⁾。

珠江デルタに位置する南海県は、僅かな山地を除く大部分の土地が土砂の堆積により形成された平野であり、複雑な河川網によって独特な社会構造と歴史が育まれた。劉志偉の一連の研究は、制度史から見た明清の賦役制度の改革と社会史から見た広東省の地域社会の変化を合わせて分析し、珠江デルタにおける「民田―沙田」構造を明らかにするとともに、国家制度と農村社会との間の相互作用を解明した。特に蛋民に関する研究は、地域社会の周縁団体が制度とイデオロギーを資源および策略として利用する過程を分析したものであり、本稿と問題意識を共有している(14)。片山剛は、清代の珠江デルタにおける図甲制が単なる税糧の徴収・納入機構ではなく、「同族組織による族人の掌握を補完する意義をもつ装置でもあったこと」を明らかにした。民間組織は自身の利益に基づいて公的な制度を利用しつつ、ときにはそこから逸脱した行動をとり、それによって組織の支配を強化することができたのである(15)。羅ー星は明清時代の仏山における製鉄業と商品経済の発展と社会構造の変化を明らかにし、「郷族社会」から都市化した「鋪区」や分業制の「家行」などの組織への変革を解明した(16)。

したがって、珠江デルタの歴史は、一定の社会構造が共時的に動いているのではなく、社会団体が構造と組織の機能を利用して多様な目標を達成していたという継時的な過程を示している。劉志偉やデイヴィッド・フォール(David Faure)や蕭鳳霞(Helen F. Siu)などは、珠江デルタの歴史の「構造の過程」(structuring)、即ち人類学の構造主義的方法と過程の動態に着目する歴史学を融合した視角を通じて、新たな見解を提起してきた⁽¹⁷⁾。特に、フォールの地域支配(territorial control)という概念は、本稿にとって示唆に富

むものである。フォールの香港新界と広東省仏山に関する研究によると、華南の宗族は単なる血縁団体ではなく、明清時代に経済的な発達に伴い勃興した地域支配を担った団体として、儒学の家族主義的な語彙と礼儀を用いて宗族組織を正統化し、経済利益を拡充しながら守ってきた。「地域支配」とは、「耕作者から地代を徴収する、市場を運営する、灌漑用水の利用料金を徴収する能力」を指す。フォールによると、「地域」の概念は郷村における人々によって定義された空間であり、その「定義」する行為自体が社会的な意味を持つ⁽¹⁸⁾。以下で取り上げるように、南海県の郷鎮保甲制の史料の中には、郷民が「地域」の空間と歴史を限定して叙述することを通じて支配権を主張した事例があり、それはさらにフォールの見解を裏付けるものである。

本稿の主な史料である仏山市南海区档案館所蔵の南海県民国档案は、大部分が1945年から1949年までのごく限られた期間のものであるにもかかわらず、郷と保の2つのレベルで作成された文書が豊富に残っているため、先述の珠江デルタ研究のように、基層からの視点を解明することが可能である。実際に保甲制の運用を担った郷長や保長たちの言説と思考に基づいて、彼らの視角から郷と保の実質と地域社会の権力構造を明らかにしたい。

I 南海県の「郷」の実質

郷鎮レベルの政府が成立したことは、国民党政権の支配が農村社会の末端まで及んだことを意味するのだと言われる。明清時代の里甲制の無給役とは異なり、民国の郷鎮は公所という行政機関を設立し、独立した財政権を持っており、表面上は確かに統治組織の一部だった。しかし南海県の諸郷は、実際には単なる統治組織ではなかった。

南海県において1945年末から実施された郷鎮併合は、102個の郷鎮を52個の郷と1個の 鎮(仏山鎮)に再編し、多数の郷の不満と抗議を招いた。本節では、紛争に関する档案と 地方志などの史料から、郷民たちがいかに郷形成の歴史を語ることによって自らの訴えの 合法性を担保しようとしたのか、そして「郷」という組織がどのように働いたのかを分析 したい。

1 例一 併合に対する 雪岡郷の抵抗

 「耆老」・「商民」・「郷民」たちは県政府に向かって連名の文書を提出し、「七郷代表会議」の決議によって合併後の郷の名称が輻蔗文郷に決まったことを報告した⁽²⁰⁾。しかし、この郷名案は県政府によって却下された。県は東勝郷という名称を決定し、西勝郷・南勝郷・北勝郷と並列させた。そこには、地域が踏襲してきた旧名を廃棄し、地域意識と権力構造の原状を破って県の支配権を強化しようとする意図があった。

だが、県のこうした措置は反発と抵抗を招いた。3月29日、東勝郷長楊肇徳は県政府に書簡を送り、7郷の併合後も「各郷は民情がそれぞれに異なり、郷の境界に対する意識もまだ消えておらず」、政令が施行できず、各郷の代表も郷政会議への参加を拒否し、軍糧・保甲・治安・禁政・教育などの政務が遂行できなくなっていると訴えた⁽²¹⁾。

対内的には、新村の帰属についての問題があった。この問題について、保長たちは以下 のように述べていた。

新村(史料原注:即ち現在の東勝郷第二聯保)は元来、蟠岡郷の管轄下にあった。

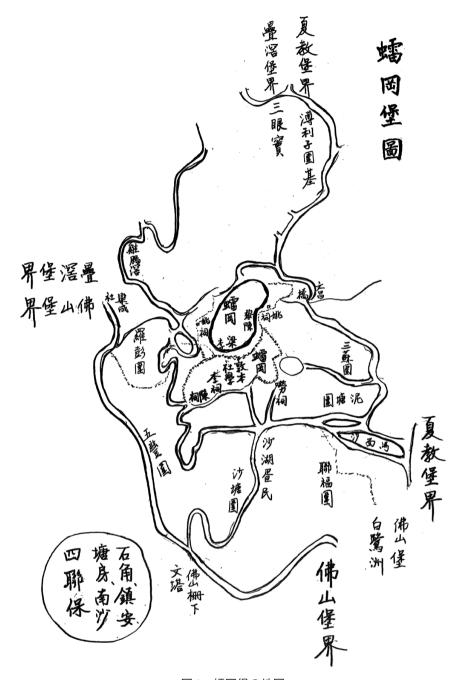


図1 蠕岡堡の地図

石角など4つの聯保は大体の位置が左下に円形で表示されている。出典:宣統『南海県志』、清宣統三年(1911) 羊城留香斎刊本、巻八、15頁 清末に、械闘から逃れてきた新会・鶴山両県の民衆が本郷に寄寓し、その後村の周辺に畑を買って家を建てた。最初に建てられた8軒の家は新荘と呼ばれた。こうした民衆の多くはアメリカ大陸に渡って身を立てた。2、30年のうちに、彼らは海外からの送金を使って新たな家を数十軒建て、その地を巒衛里と改称したが、巒衛里は依然として蝠岡郷の管轄下にあった。敵偽時代(史料原注:民国30年代)、巒衛里の一部の輩が私利私欲のために新村郷公所の設立を申請した。混乱した時代であったため、干渉する者もなく、新村郷公所はそのまま成立した。現在、地理的条件と歴史的事実に鑑み、新村郷を蠕岡郷の管轄下に戻し、ともに郷長を選出すべきである⁽²³⁾。

上記の書簡により、新村は元来、移住者の集住地だったが、彼らが財産を蓄え、社会的上昇を果たした後、もともと所属していた村落のコントロールから脱することを試みたことが分かる。新会・鶴山からの移住した後、さらにアメリカ大陸に移民した者たちは、近代に有名な「五邑華僑」だった⁽²⁴⁾。しかし蟠岡郷は、こうした裕福な移住者を統制する権限を手放そうとせず、新村の管轄権を回収しようとした。保長たちは言及しなかったものの、蟠岡と新村では複雑な土地所有の関係が保たれており、蟠岡郷民のなかには新村郷民の地主が少なくなかったと考えられる。新村の帰属問題の本質は、地主・小作関係が永小作へと転向する傾向に政局の混乱が重なり、地主が土地と小作農に対するコントロールを失ったことにあったのではないだろうか。

こうした現象は明清以降の広東では少なくなかった。例えば、フォールの香港新界に関する研究によると、地主として地方支配権を握る大姓の宗族に直面した外来住民は、儀礼的な地位と経済的な実力を着実に高めることによって自身の利益を守ることができた。蕭鳳霞と劉志偉の珠江デルタの沙田地域に関する考察は、これに類似した歴史的過程を明らかにしたが、その行動の主体となった集団は移民ではなく、沙田で耕作する蛋民だった⁽²⁵⁾。 蠕岡の事例においても同様に、「郷」の歴史叙述が経済的利益に対する支配および闘争と複雑に絡み合い、郷民たちはアイデンティティと歴史的沿革を戦略的に利用して、動乱期に自分の訴求を正当化しようとしたのである。

2 例二 竜渓郷の六約システム

竜渓郷は、かつてその管轄下にあった東勝・南福という2つの保が塩歩郷に編入されたため、両保を自らの管轄下に戻すことを県政府に公信で要求した。しかし1947年5月3日、県政府は竜渓郷に対する返事のなかで、「東勝・南福両保の保民はさらなる改編を望んでいない」と説明し、その要求を却下した⁽²⁶⁾。その後、竜渓郷長梁広文と副郷長郭漢恒は

県に再び公信を提出し、東勝・南福の帰属の経緯をさかのぼり、原状回復を主張した。

梁広文と郭漢恒の公信は、まず事件の原因が「東勝・南福両保の土豪劣紳が両保の沿革を無視した」ことにあり、彼らは県政府に対して事実を隠し、「竜渓郷の保民たちを憤激させて騒動を引き起こした」と主張した。次に、両保が塩歩郷と接していないことを指摘し、「竜渓郷が従来両保〔の政務〕を担ってきた確実な証拠」を詳細に提示した。このような叙述は、竜渓郷の由来とその形成過程を語ることで、両保に対する竜渓郷の支配権を正当化する意図があった。こうした文書によると、郷民たちが「郷」の権力の来源をどのように理解していたかを知ることができる。

竜渓団練局が創設されたのは、光緒21年〔1895〕のことだった。最初は廻竜・沙溪・南辺・鳳池・蟠竜・鴨仔田という6つの約が連携して、郭秉璋を局紳に推挙し、また鴨仔田からは梁瑞生が代表として派遣されて、協力して郷政を担った。民国10年〔1921〕、団練局は民団局に改組され、梁千螽が局紳に推挙された。また民国15年、民団局が地方警衛隊に改組されたころ、隣郷がしばしば〔鴨仔田を〕併合しようとしたため、地方警衛隊は治安と連絡のために鴨仔田と共同で対応して、まさに唇と歯のように密接な関係にあった。こうした事実は調査すればすぐに分かるもので、決して捏造ではない。これが第一の証拠である。

次に、当時六約の民衆は耕作と養蚕によって暮らしていたため、六約の紳士は連合して廻竜約に六和桑市という市場を設け、養蚕業の便宜を図った。その後、蚕糸業が衰退したため、桑市は停止された。この桑市が六和と呼ばれたのは、廻竜・沙溪・南辺・鳳池・蟠竜・鴨仔田という六約によって建設された故であり、六和という名称は実態に合っていたと言える。鴨仔田の連合を証明する記録は、長い時を経て遺失し、残ったものも、淪陥以後、新旧の档案が全て敵に焼かれたために見つからず、宣統年間の手抄本が1冊残るのみである。これが第二の証拠である。

また、民国19年〔1930〕に田畝陳報が行われたとき、我が郷管轄下の大沙囲の畑は、全て田畝陳報処主任張昇が職員を派遣して測量させた。その結果の簿冊は現在、塩歩郷田糧処に保存されている。そのうち、南海県竜渓郷大沙囲の第1・2冊を調べれば、大沙囲の内に鴨仔田という土地があり、竜渓郷の管轄下に置かれていたことが分かる。故に鴨仔田が従来竜渓郷に属していたことは、こうした簿冊を根拠として証明できる。塩歩郷田糧処に行って調べればすぐに分かる。これが第三の証拠である⁽²⁷⁾。

公信が鴨仔田の帰属問題を繰り返し強調していることから、紛争の焦点であった東勝・南福両保が六約の鴨仔田に相当することが分かる。光緒21年(1895)、六約が団練公局を創設したことによって新しく設置された竜渓郷は、六約の廻竜と沙溪の名称を組み合わせて命名された可能性が高い。地域の安全を守るため、6つの村落は団練を組織し、共同体を統制する公局という機関を設け、後に地方警衛隊へと変更した。それだけでなく、六和桑市という市場を設置することで、村落間の経済的な繋がりも強化した。隣接勢力に脅かされながらも、六約が鴨仔田に対する支配権を保持したことを考えれば、竜渓郷の六約はアクティブに動く地域支配を担った組織として、治安維持、土地所有権、そして市場経営の権力を握っていたと言える。

南海県政府の1930年の文書には、竜渓郷の六約は海心沙分署という「警区」(警備範囲の区画)に属し、「沙溪・蟠竜・鳳池・鴨仔田・南丫囲などの各約」は「最近村落になったもの」であると書かれている。当時、六約の村落はそれぞれ異なる郷に分かれ、沙溪・南辺・蟠竜は西浦郷、鳳池は南村郷、鴨仔田は菊樹郷に属していたが、六約としての共同体が形成される過程にあったので、その文書には後に「竜渓六約郷」という郷が設置されたことが記録された⁽²⁸⁾。1936年、竜渓六約郷は全体として塩歩郷に編入されたが⁽²⁹⁾、1945年に竜渓郷が塩歩郷から独立した後も、鴨仔田の東勝・南福両保は塩歩郷管轄下に置かれた(竜渓郷と塩歩郷の位置関係については図2を参照)。これは、鴨仔田が六約から離脱したこと、そして六約というシステムが解体の危機に瀕していたことを意味し、こうして1947年の紛争が起こったのである。

竜渓郷の郷民たちは、郷の支配権の来源は国家よりも、むしろ歴史的根拠のある自治権 あるいは地方支配権にあると認識していた。上記の公信が証拠として列挙した団練公局や 桑市、田糧処の簿冊などを見れば、郷の権力とは軍事力、土地所有権、財産権、そして民 間契約が混合したものとして理解されていたことが分かる。

3 その他の事例

竜渓郷の事例は、清末民初に広く設置された団練公局の重要性を示した⁽³⁰⁾。南海県各郷のうち、団練公局を起源とするものは以下の通りである。

一、建安郷。1912年に設けられた建安団練公局(史料中では時に「団局」とも呼ばれた)は、初め麻奢郷が赤山郷、蒲渓郷と連合して団練の武装を組織したもので、後に宏岡・高辺・水錶・謝渓・瀝口・福田の7つの郷が参入した⁽³¹⁾。その後の郷の出入りについては、史料によって記述が一致しない。1928年より「郷事委員会」制度が実施されて以降、建安団局は建安郷へと改組され、管轄下には20の村が置かれた。

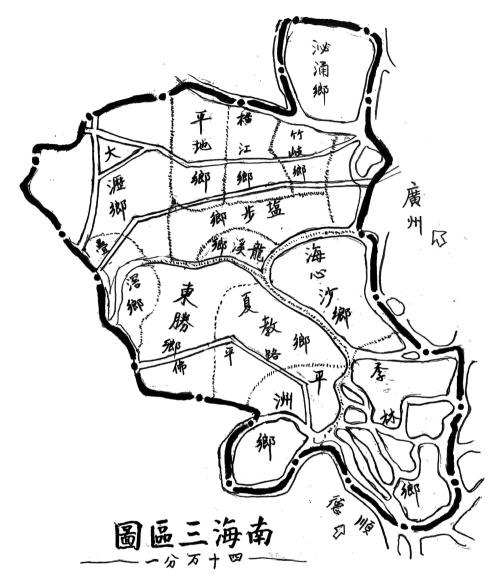


図2 南海県第三区の地図

原図の縮尺は40万分の1で、地図の上方がおおむね北に当たる。塩歩郷と竜渓郷は地図の中央に見える。 竜渓郷は塩歩郷に北半分を取り囲まれるように位置し、東部は海心沙郷、南部は東勝郷と接している。出典: 『南海公報』、第四期、1947年6月5日、1頁

二、大瀝四堡郷。「四堡」とは大瀝・扶南・梯雲・平地を指し、かつては四堡社学、四 堡公局が設けられた。大瀝四堡郷は、1945年、平地を除く大瀝・扶南・梯雲の3堡が合併 して成立したが、依然として「四堡」という名称を維持していた⁽³²⁾。これは、郷の歴史 が現状に対して強い影響力を持った事例と言える。 三、共和郷。1918年に設立の逑安局保衛団が改組されてできた逑安郷を前身とする。 逑安局保衛団の「分団」という構造は、共和郷の聯保として1946年まで継承された⁽³³⁾。

四、北勝郷。北勝郷の前身は和声郷であり、そのさらに前身は民国初年に成立した和声 局だった。和声局の管轄範囲は、後の北勝郷と完全に一致していた⁽³⁴⁾。

五、同人郷。民国初年に「同人局」が設けられた(35)。

六、芝安郷。王芝囲・良安囲という2つの基囲における村落は、民国初年に「五十七郷 聯団局」を設け、後に改組して芝安郷となった⁽³⁶⁾。

このほか、より早い時期に形成されていた郷鎮も、清末民初に公局の成立を通じて再統合され、支配力を強化していた。仏山鎮は明代の正統年間(1436~1449)に「仏山郷局」を創設した。清代の康熙元年(1662)には「忠義郷約」を立て、咸豊年間(1851~1862)になると「団防十六局」を設け、光緒26年(1900)に民団を組織し、1913年にはそれを「保衛団局」へと改組し、本来の十六局の構造を廃棄して結束を固めた。明代以降、団局を設けて軍事力を集約することで仏山が再統合されてきた経緯は、南海県のほかの郷の状況と共通していると言えよう⁽³⁷⁾。

団練公局を原型として形成された郷の外に、基囲に基づいて成立した郷もあった。基囲とは、珠江デルタにおいて、水害防止の堤防に囲まれた地域を指す⁽³⁸⁾。例えば、存院郷は存院囲における張槎・土爐・大富・大江という4つの堡を併合して設置された⁽³⁹⁾。基囲は単に土地と水利施設を共有する地域ではなく、その地域における村落が水利施設を守り、治安を維持する責任を担うことを通じ、団練公局のような広い権力を握って地域支配を担った組織となったと考えられる。

档案と地方志などの史料から見れば、南海県の郷は、歴史的に形成された大規模な村落 (明清の堡、里、図など)だけでなく、清末以降次第に形成された団練公局や警衛隊など の武力連盟および基囲のような土地-水利連盟にも起源を持つものだった。清末民初の動 乱期を経て、さまざまな地域連盟は権力を結集させ、地域支配を担う共同体を形成し、経 費徴収や市場管理、武装組織の維持などにおける統制力を握った。こうした共同体は、 1945年以降の行政区画における郷レベルに近かったため郷と見なされたが、国民党政権 の郷レベルの延長と想定するのは誤りである。こうした郷の実質とは、宗族連盟と村落連 盟に類似するものであり、その合法性の基盤は単に上級政府の政令にあっただけでなく、 民間契約に基づく土地所有権、財産経営権、そして武力に基づく庇護関係にもあった。

南海県の歴史において、こうした現象には持続性があった。先行研究によると、珠江デルタの土地所有者は主として集団地主であり、その集団所有権は明清期に里甲制と図甲制によって合法性を認められ(同族が一つの戸頭を共有するなどの方法があった)、民間契

約を通じてその有効性を保ち(大量の土地契約と族産の管理規則が族譜のなかに保存されている)、動乱期には武力によって利益を維持し、1949年まで強い効力を維持した。珠江デルタにおける地域共同体の勢力の盛衰は、土地所有権の流通に反映される。例えば小姓が大姓になる過程は、所有する土地の増加を伴う点で共通すると言っても過言ではない。このような現象について、フォールは、華南の宗族は財産をコントロールする一種の法人組織(corporation)だったと指摘した。こうした観点から見れば、本節で取り上げた郷間の帰属紛争は、法人組織間の土地所有をめぐる争議案件として理解することができよう(40)。

Ⅱ 南海県の「保」の実質

保甲制の担い手としての保は、矢面に立たされる存在だった。学者たちは民国期当時から既に、保長が民衆を搾取するか当局に罰せられるかの二者択一を迫られる構造的な窮境に陥っていることを指摘していた。後代の研究者も主にこの考えに沿って、保甲制そのものが専制政治の搾取体制の道具であり、それが保長という役職の命運を決めた、と指摘した⁽⁴¹⁾。

こうした見方は、保レベルの機関は確かに保甲制に基づくものではあったものの、その 実践は必ずしも保甲制の論理に合うものではなかった、という事実を看過している点で問 題がある。南海県の実態からみれば、保は郷と同様、単なる体制の道具ではなく、逆に地 方の勢力と秩序に受容され、在来の行動様式と融合していた。

1 例一 建安郷の各保と郷務会議

民国初年に成立した建安団局は、当初麻奢・宏岡・高辺の3郷によって組織されたが、後に20以上の郷が参入した。その後建安団局は建安郷に改組され、郷中の有力者が主導権を握る安定した共同体が保たれた(表1)。

建安郷には郷務会議を行う長年の慣習があり、その会議記録の一部が档案のなかに残されている。そこで、会議記録のなかのいくつかの事例に基づき、建安郷の各保がどのように政務を担っていたのかに着目して、そこに映る権力構造を明らかにしたい。

1946年3月19日の会議で、郷民政股主任高蔚文は、各保の保長が履歴の提出を完成していないうえ、謝溪保長謝威真でさえ「太祖の名前を用い」、「現行の政令に符合していない」と報告し、「過去の太祖の名前を出席名義とするものは一律に禁止されるべきだ」と提言した。保長は「太祖の名前」を名乗って郷務会議に参加できる、という認識が

時期	上級の 区画	基礎の 単位	数目	名称		
清末	麻奢堡	村	24	麻奢 高辺 (兼白石堡) 秀茂岡 大田社 大岡 盧屋辺 耀紫嶺水錶 岡頭 石子岡 牛樂堂 瀝美 岡尾村 瑤頭 岑岡 鹿馬林 鶴暖岡 靈州 官窯七甫 新莊 瑤辺福田 象台 譚許橋 長岐		
民国初年	建安局	郷	19	麻奢鄉 赤山鄉 蒲溪鄉 高辺鄉 水錶鄉 宏岡鄉 瀝口鄉 謝溪鄉 七畝鄉 福田鄉 譚辺鄉 新莊鄉 濂溪鄉 宏市 瀝美鄉 大朗鄉 岡頭鄉 鵝落塘 石紫岡		
1930年	建安郷	村	20	麻奢 水表 福田 鵝溪 譚辺 瀝口 濂溪 七畝 新莊 瀝美 大朗 宏岡 蒲溪 赤山 岡頭 謝溪 高辺 岡美 盧屋辺 石紫岡		
1946年	建安郷	保	17	麻奢 高辺 岡美 盧溪 蒲溪 石紫岡 新莊 鵝溪 瀝美 岡頭 水 表 瀝口 赤山 宏岡 謝溪 福田 七畝		

表1 建安郷の行政区画の沿革

出典:宣統『南海県志』、清宣統三年(1911)羊城留香斎刊本、巻二、29頁。南海区档案館蔵文書〔表題無し〕、34-政-430-007. 「民国時期南海県区(堡)郷設置演変簡表」南海市地方志編纂委員会編『南海県志』中華書局、2000年、81頁。「建安郷概況調査表」、南海区档案館蔵、34-政-447-068。

あったとするならば、それは保と宗族のあいだに緊密な繋がりがあったことを示唆している $^{(42)}$ 。

1946年9月1日の会議で、郷長陳季宣は、郷自衛班から兵士5人を至急区署へ送るようにという県の密令を伝え、その方法として「郷内の各組から1人を抽選して所〔郷公所〕へ送り、残る1人を本所〔郷公所〕自衛班から送る」ことを提案した。しかし、保長たちの最終的な議決は、「麻奢あるいは郷公所が兵士5人の募集と送致の責任を担う。1人当たり月1万元の手当は、本所〔郷公所〕が各保の人口に照らして各保に配分し、納入させる」というものだった⁽⁴³⁾。この議決では、麻奢保と郷公所がほとんど区別されておらず、麻奢保が郷公所の実質的なコントロール権を握っていたと言っても過言ではない。また、麻奢保が兵士を送り、ほかの保が金銭を支出するという議決からは、郷政の主導者である麻奢保が郷という共同体を保つために、一定の代価を支払う必要があったことが分かる⁽⁴⁴⁾。

9月11日の会議では、その年の3月から8月までの郷公所の経費の割り当て方法が議論になった。石紫岡保長は、8月に新たに公表された人口に基づいて割り当てるべきだと提案したが、新莊保長らが強く反対して旧人口によるべきだと主張した。会議記録によると、石紫岡保長の提案は「全員の反対」を招いた一方、新莊保の提案に対しては「全員が静かに立ち上がり、みな賛成の意を示した」。しかし、依然として議論がまとまらなかったため、水表保長が新人口を7月にさかのぼって基準とするという折衷案を提示し、ついに全会一致をみた(45)。

1946年12月19日の会議では、麻奢保長が福田保との「埠界」に関する紛争を取り上

 $i^{(46)}$ 、かつて郷公所に調停を依頼したものの解決しなかったので、「公正に調停して紛争を収める」ことをほかの保長たちに求めた。保長たちは「福田保〔の主張〕は通らないことを認めた」が、福田保はその判断を受け入れなかった。12月28日の会議で、麻奢保長は再びこの案件に言及し、福田保側が「本保の民意は境界の標識を抜き取ることを望まない」と述べたのを受け、本件は調停に失敗したので、さらに上級の機関に告訴すると述べた $^{(47)}$ 。麻奢保は建安郷のなかで最も強い保だったが、ほかの保に対して強制力を発揮することはなかった。

档案に保存されている1917年の判決文書は、紛争にまつわる協議と調停に関する保の古い慣習を示している。それによると、謝溪村と福田村が「埠底穀」(地主の地代所得)をめぐって争ったことに対し、「十三郷建安総局」は「売田不売埠」(借主が変わっても土地所有権は移動しない)という原則により、以下のような判断を示した。福田村は1912年以来の埠底穀を納めなくてもよい、また福田村は、謝溪が既に納入した埠底穀を返却すべきであるのみならず、「今後もし田畝〔所有権〕に変更があれば、追って田底〔地主〕に納める」こと。文書の末尾には、欠席した赤山郷を除く12の郷全ての代表者が賛成の署名をし、この文書には法律のような効力があった。

1939年より施行された「県各級組織綱要」では、郷の各保から選出された代表が「郷(鎮)民代表会議」に参加することが規定された。しかし、紛争と決議に関する上記のような文書からは、建安郷各保による郷務会議が、公式的な郷鎮保甲制による実践ではなく、実際には村落(宗族村の可能性が高い)の連盟が長年にわたって築いてきた協商-自治体制だったことが分かる⁽⁴⁸⁾。以下に取り上げるような事例を見ると、建安郷の郷務会議のような協議中心の紛争解決の仕組みが共通したものではなかったことが分かる。換言すれば、郷務会議の協議体制の有効性は、公的制度によって与えられたものではなく、郷村社会における長年の慣習を踏襲したものだったのである。

2 例二 共和郷の紛争

日中戦争終結直後、ほかの郷は必ずしも建安郷のように安定した連盟ではなかった。保 と保の間の紛争を検討することで、南海県の保の実質を究明することもできる。以下で は、共和郷における紛争を事例として分析したい。

1948年2月28日、共和郷長容希尹は県政府への報告のなかで、該郷第一保長選挙の手続きに不当な点があり、「第一保(史料原注:大弼社の何氏)〔の有力者〕は全ての行動が神出鬼没で、捉えどころがない」と述べた。第一保は実質的には大欖村大弼社の何姓宗族であり、保民大会を経ることなく宗族の一部の人によって保長を選出したため、容希尹は

これを認めなかった。さらに、容希尹は県政府に対して、何姓宗族の「奸匪」の不法行為 を阻止し、元保長の職務を保留することを求めた。県政府はその申し出に同意した⁽⁴⁹⁾。

しかし、第一保の何姓宗族の勢力は該保に止まらず、宗族の繋がりを通じて同姓の第六保にも及んでいた。2月19日、容希尹は第六保長が「豪強に圧迫されて」辞職したことを県政府に報告し、3月10日には再びそのことに言及して、「第六保は大欖村の大巷社に位置し、該社の何姓は平素第一保(史料原注:大弼社)の何姓に操られ、その言いなりになっている」と述べた⁽⁵⁰⁾。容希尹の報告からは、共和郷の第一保と第六保がそれぞれ大弼社と大巷社に対応し、ともに何姓宗族に属していたことが分かる。保の改組政策を通じて、保名が地名から数字へと改められ、一見均一化が進んだように見えたが、実際には依然として従来の社と族が存続し、強い繋がりを保っていたのである。

3 例三 河塱沙の独立事件

第三の事例は、北勝郷岡頭保に属する河塱沙という地域が、日中戦争後の保甲整理に乗 じて、岡頭保のコントロールから脱して一つの保になろうとしたものである。

1946年3月22日、江超・江愈泰・江延年らは河塱沙保の保長と副保長を名乗って県政府に公文を提出し、「北勝郷が直接、本保を管轄するよう命じる」ことを求めた。公文によると、河塱沙の人口は200以上に達しており、かつ岡頭保から遠く離れているので、「守望しても相助できず、もし警戒を告げても速やかに駆けつけることが難しい」(ここでは保甲制に呼応する語彙が用いられている)。また、河塱沙の独立は前任の県長に認められていたものの、北勝郷長兼岡頭保長鄧翼貽に阻止されてしまったという。3月27日、江超は「南海県北勝郷河塱沙保常備隊槍支弾薬花名冊」という文書を県政府に提出したが、そこには17人の常備隊隊員がみな銃で武装していることが記されていた。これは200人余りの村としては軽視できない武装だった⁽⁵¹⁾。

河塱沙の独立を阻む岡頭保長が北勝郷長を兼任している状況から見れば、北勝郷は上記の建安郷同様、1つの保が主導している状態であった。河塱沙は県政府への公文で「北勝郷が直接、本保を管轄する」ことを望んでいるが、実際には岡頭保と北勝郷両方の統制力から脱したいというのが本音だったのだろう。河塱沙の要求は県の認可を得たが⁽⁵²⁾、反対者も多かった。档案には、3つの反対意見が保存されている。第一は北勝郷の上級に当たる第二区の調査員の意見。第二は5月20日の鄧翼貽の公文とそれが引用する貞慎郷洲村保の意見。第三は5月21日の鄧翼貽のもう1つの公文が伝える岡頭保代表者の意見である。以下では、共通点の多い上記3つの反対意見を総合的に分析し、河塱沙の独立事件がいかに北勝郷内部の権力構造を反映していたかを明らかにしたい⁽⁵³⁾。

反対理由のなかで、最も重要なのは財産権の問題だった。岡頭保代表者は以下のような 意見を提出した。

該沙一帯の畑は、もとより本保と貞慎郷洲村保の居民が農作に従事しており、地主の土地のあぜ道が連綿と続き、農業が盛んであった。低くくぼんだ土地で、時折田畑が冠水して農作物が損失を受けたため、清代のころに本保の民衆が連合して河塱囲を築き、水害を防いだ。現在、該沙に住む江姓・危姓などの祖先は、該沙の田地の肥沃さと水利の便のため、連合して本保と洲村保の地主に土地を借りて耕作をし、また住居についても、かつて該沙に家を建てて集住することを許可され、田地を守ってきた。治安については、本保が責任を担う (54)。

第二区の調査員と洲村保の意見も上記の反対意見と一致していた。即ち河塱沙の居民は同族で集住する岡頭保と洲村保の佃農だったのである。岡頭保と洲村保の地主が河塱沙の独立に反対する理由は、彼らの財産権が脅かされるからだった。なぜなら、保には保内の畑に対して経費を徴収する権限があり、岡頭保は保組織と地主という二重の身分として河塱沙の財産に一定の支配権を握っていた。しかし、もし江氏の独立の訴求が認められれば、河塱沙保という組織が岡頭保の代わりに支配権を持つことになり、岡頭保と洲村保の地主の収入を奪う可能性が高まるのであった。

そのため、区の調査員と岡頭保の代表は、もし河塱沙が先例を作れば、「各郷に集住する佃農はそれを真似て紛争を起こすので、各郷が制御できないのみならず、治安にも影響を及ぼす」と警戒した。調査員はさらに、一連の地名を列挙して、こうした地方がもし河塱沙の「先例を根拠にして保を組織すれば」、郷の「版図が分裂する」と述べた。河塱沙のような状況は、南海県において広く見られる現象だったと言える。

こうした事例は、上記の新村が

「結構であるの。

「お水小作化と宗族の建設を通じて地主のコントロールに

「挑戦した試みであり、郷レベルで

なく保レベルを舞台とする点が異なるのみである。

北勝郷の保は保甲制の「守望相助」の単位ではなく、むしろ宗族が利益を争い、地域を支配する権力の装置だったと言えるのではないだろうか。

4 例四 紫羅澳郷の各保

档案に保存されている「紫羅澳郷各保積欠津補経費表」(表2) は、郷公所に対する紫 羅澳郷各保の未払い経費を記録した文書だが、その記録様式には保の実質が如実に表れて

表2 紫羅澳郷各保積欠津補経費表

保名	_	=	Ξ	四	五.	六	七	八	九		
村名	堤田黄	堤田梁	堤田劉 堤田林	東辺冼 上辺冼	羅格孔	羅格黎	新地冼	羅格何 三了湧冼	莘村冼		
(続表)											
保名	+	+-	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八		
村名	湖湧羅	湖湧簡	羅園羅	南莊羅	東興羅 高敦羅	充美潘	東辺羅 高田麦	流滘羅	澳湧羅		
(続表)											
保名	十九	二十	二一	==	二三	二四	二五	二六	二七		
村名	祿興梁	隆慶陳、 羅	澳辺潘	東崗潘	崗貝劉	石扶陸	石扶邱	沙辺潘	村頭梁		
(続表)											
保名	二八	二九	三〇	三一	三二	三三					
村名	紫洞墟	墟尾	隔巷羅	上、 下村潘	三華羅	瓦灶沙					

出典:南海区档案館蔵、34-政-051-220~223。

いる。表には「保名」・「村名」・「今月納めるべき米の量」・「月分」・「前回未納の米の量」 「未納分累計」という項目がある。表2は、この表のうち「保別」と「村名」の項目を抽 出したものである。

表を見れば、紫羅澳郷各保は政令によって数字による保名へと改められたものの、その 実質はなお同姓集落即ち宗族の房・支に対応したものであったことが分かる。異なる保が 共有する名称、例えば「堤田」・「羅格」・「湖湧」などの地名は本来の自然村の村名である 可能性が高い。「紫洞墟」「墟尾」と呼ばれていた第二八・二九保は宗族ではなく、恐らく 市場(「墟」)に相当する村落である。

本稿第一節では、南海県の「郷」の実質は、宗族連盟や村落連盟などの地域支配を担った共同体だったと結論づけた。では「保」についてはどうだろうか。本節の事例から考えると、「保」の実質は自然村や宗族、あるいは宗族の房・支が保を利用して自身の利益を守ったり拡大したりするための装置であり、「郷」と同様に自然発生的に形成された地域支配を担った共同体であった。フォールの指摘の通り⁽⁵⁵⁾、その共同体による地域支配の領域は行政区画とは必ずしも一致せず、郷民たちの慣例や記憶が決定的な要因となって、行政区画としての郷と保の範囲に調整を加えることもあった。また、従来からの有力者が保甲制を利用して利益を確保するだけでなく、既存の構造を打ち破ろうとする者も保甲制

という装置とそれにまつわる語彙を利用して国家政権の関与を要求し、新たな合法性を創 出することができたのである。

Ⅲ 資源の徴発に対する保の抵抗

日中戦争の終結から間もなく、国共内戦が始まった。南海県における共産党の勢力は決して強くはなかったものの、国民党政権が内戦のために膨大な資源を要したことは、南海県の郷・保に対して大きな影響を与えた。しかし、郷と保は日中戦争を経て、上級機関の取り立てへの対応策を編み出していた。郷鎮保甲という行政制度は、表面上は上級機関が下級機関をコントロールするための道具だったが、ときには基層社会が国家に反抗するための資源となった。本節では、保がいかに郷への経費納入と国民政府による軍糧徴発と徴兵に抵抗したかを通じて、戦後南海県の郷と保の権力構造を明らかにしたい。

1 郷公所の経費

「県各級組織綱要」によると、郷の収入には「法律によって得る収入」・「公有財産の収入」・「公営事業の収入」・「補助金」・「郷〔鎮〕民代表会の決議によって徴収する県政府の批准を要する臨時収入」の5項目があった。だが実際には、郷は往々にして県政府が禁止する経費徴収方法を用いていた。こうした徴収は「禾更谷〔穀〕」や「田畝附加費」、「義助」などの名義を用い、主に畑の面積によって分担し、郷公所の経費とする以外に、刈り取りを警備する警衛隊の経費とする場合もあり、根強い伝統となっていた。例えば、夏教郷長は県政府への報告のなかで以下のように述べた。

本郷の経費の収入は、戦前は郷団局と警所を運営するという以前の成案に基づき、管轄下の各約(即ち今の各保)が毎年米を納入するのが通例となっていた。数量の多寡については、地方の状況によって納入して郷公所の自治経費を維持した。以前の政府の批准を経て、現在に至るまで長年にわたって行われており、郷の慣例となって変更されることはなかった⁽⁵⁶⁾。

しかし、内戦下は「慣例」を維持することが困難になった。1948年9月、夏教郷長は以下のように県に報告した。

私は去年10月23日に着任後、11月9日に第一次郷務会議を開き、公所の経費の収

入について、慣例に則って各約各埠が収穫の時期に1畝当たり2束の更穀、換算すれば5司斤を納めることを提案したが⁽⁵⁷⁾、各保長は5斤ごとに2斤の手数料を除くことを主張し、私は保長たちが譲らないので不本意ながらそれに同意した。しかし、これは慣例を破ることであり、長期間にわたって実施することはできなかった。民国37年の最初の収穫〔早造〕に至り、再び保長たちを集めて更穀のことを討論し、保長たちはまた納入量を去年の8割とすることを望んだ。〔中略〕各保長あるいは各埠主は必ず納めると答えたが、実際には一粒さえ納めなかった⁽⁵⁸⁾。

「慣例」は本来非合法だったが拘束力があったため、保長たちはそれには反対せず、代わりに「手数料」の勘案と割引を要求した。こうした納入方法は「慣例の変更」であり、郷長は短期間で慣例通りの納入方法に戻そうとしたが、保は結局最後まで「一粒も納めなかった」という。郷・保間の交渉と紛争において用いられる語彙に着目すると、民間の「慣例」の方が公式の「法律」や「規定」よりもはるかに強力だったことが窺える。

しかし、「慣例」の統制力にも限界があった。档案のなかに保存された郷長たちの報告によると、南勝・共和・官窯・紫羅澳などの郷では保が郷経費を滞納する状況が一般化していた。南勝郷長が「1人が滞納すれば、次第に保全体が滞納するようになった。1つの保が滞納すれば、次第に全郷が滞納するようになった」と述べ、共和郷長が「大村が〔滞納〕すれば、小村がそれを真似た」と述べたように⁽⁵⁹⁾、郷の財政は保の郷に対する信任と協力に基づいていたので、保が経費を納めないとき、地域共同体としての郷は解体されたに等しかった。このようなとき、郷長は辞職するほかなかった。

さらに、郷と保が紛争を起こしたとき、「慣例」は保が郷を告訴する際の証拠にもなった。例えば、1948年、夏教郷長と副郷長が告発されたとき、その告発状は2人がアヘンを吸い、煙館(アヘン吸飲所)を庇い、「漢奸餘孽」と内通していることを挙げたうえで、さらに「政令に違反し、無断で田畝保護費を徴収した」ことを告発し、その証拠として郷公所の経費徴収の布告を書き写した。この告発は、最終的に郷長と副郷長を辞職させることに成功した⁽⁶⁰⁾。

2 軍糧徴発と徴兵

1946年初め、南海県において軍糧徴発と徴兵が始まった。軍糧については、主として郷と保に徴発を分担させることとされたが、明確な規定は設けられなかった。1947年10月24日、南海県長は県参議会において、「軍糧は畑を徴収対象とするのではなく、郷を単位として分担されるべきだ。郷以下の分担方法には明確な規定はない」と発言した⁽⁶¹⁾。

徴兵については、南海県で「慰労金」を徴収することを主としていた。即ち上級機関に配分された徴兵人数とその1人当たりの金額によって「慰労金」を合計し、総費用を下級機関に調達させるのである。当時国民党政権は義務徴兵制を採用していたが、「慰労金」の支給は、義務徴兵制から募兵制への実質的な移行であったと言える⁽⁶²⁾。

「南海県紫羅澳郷三十六年度適齢壯丁兵役慰労金收支数目移交清冊」という文書には「慰労金」制度の実態が示されている。この文書の図表は各保(本稿の第二節の例四による。即ち宗族の房・支)ごとに「壯丁人数」・「納めるべき金額」・「納めた金額」・「滞納額」を整理していた。「壯丁人数」の欄には大量の人数が記録され、例えば第一保「堤田黄」は44名、第二保「堤田梁」は49名、(壯丁人数が最多の)第十三保「南莊羅」には94名もおり、33の保を合わせると1,221名(1947年)に達した。こうした数字は、著しく実態からかけ離れていた。表の末尾に記録された実際の送兵状況によると、実際に送り出した兵士は11名に過ぎなかったのである。「壯丁人数」を「納めるべき金額」の数値と合わせて計算すると、後者が前者に380を掛けた数値となっていることが分かる。即ち、「納めるべき金額」は一人当たりの380元の慰労金を基準として計算されたものであった。「壯丁人数」は実際に徴兵された人数ではなく、慰労金徴収の目標金額に合わせて打ち出された参考数値でしかなかったのである⁽⁶³⁾。

こうした軍糧徴発および徴兵の方法に対して、南海県各保はさまざまな策を講じて抵抗 した。ここでは、建安郷の郷務会議記録のなかから2つの事例を取り上げたい。

第一の事例は、1946年9月27日の会議において、県政府の督徴員が軍糧納入を催促し、 さらに「全郷で24000司斤」の追加徴収を提示したことである。こうした任務に対して、 保長たちは以下のように反発した。

麻奢保長陳又文は次のように提議した。督徴員の追加徴収についての命令を承り、 我が保は1万司斤を追加徴収したが、恐らく〔負担が〕重すぎるので、督徴員に減額 を求めなければならず、減額されれば納めることができる。この提議に対して、高辺 保長高懷森と岡美村保長李本はともに賛成し、追加徴収量を半分に減額して納入する ことを求めた。

石紫岡保長楊振は次のように提議した。我が保は今日追加された徴収額を納める力がなく、願わくば督徴員の許しを得て、本年の最後の収穫〔「晩造」〕以後に納めたい。

以上の両案は合わせて討論され、各保長は力を尽くして追加徴収分を納めるべき だ、と決議された $^{(64)}$ 。

こうした会議記録から見れば、保長たちの上級機関の搾取に対する抵抗策は、延期と減額を折衷したような消極策であったが、県側に追加徴収の具体策がなかったため、結果的には追加徴収を免れた。

第二の事例は、1948年3月26日の会議において、県警察局から派遣された警官が「一保一警」の徴兵を催促したことである。それに先立つ3月16日の会議では、「まず2名を徴兵して送致し、1人当たり500万元の代募金、計1,000万元は、前案のように各保の人口に応じて負担させる」ことが決議されていた。しかし、26日の会議上で、警官はこうしたやり方に対して、「2名しか送らないというのは少なすぎる」と不満を示した。保長たちは改めて討論し、「今日から4日以内にまず2名を送り、来月5日までにもう2名を送る」ことを「全会一致で」決議した(65)。

第一の事例と同様に、県の圧力に直面した保長たちは、上級機関の決定を覆すことこそできなかったものの、会議記録に記載された「みなが意見を述べて採決を行った」という「民主」的な形式を通じて、実際消極的に抵抗することはできた。『南海日報』に大量に残された保長の職務怠慢に関する記録もこうした状況を表している。むろん、こうした保長の抵抗には限界があり、保長の逮捕を報じる記事も少なくなかった。

郷と県に対する保の抵抗の事例から考えれば、一部の保は事実上、郷より強力な郷務の主導権を握っていた。これは前文で明らかにした郷と保の実質によって生成された現象である。保は保甲制の一環ではあったものの、国家政権による搾取の道具ではなく、そこでは郷村社会の旧秩序がなお維持されていたのである。しかしこうした状態について、国家が容易には郷村社会に浸透できなかったことの証左だと短絡的に解釈することはできない。実際、保長たちは県、ひいては省の権力を利用して郷長に抵抗することもあり、また国家のイデオロギーに基づく政治的語彙を通じて自身の利益を謀ることもあった。国家は農村社会にとって単なる侵入者ではなく、行動者が利用できる一種の政治的な資源だったのである。

おわりに -

フォールは広東省新会県譚岡郷における民国期の民間文書を分析し、以下のようにまとめた。

〔基層社会は〕国家の認める政治的な語彙を用いながらも、農村の権力構造を手放さないという状況は、かつて出現したことがあった。16世紀の宗族の登場あるいは

 $18 \cdot 19$ 世紀の地域連盟の勃興は、こうした状況として理解すべきだ。董事局・司理・会議記録および郷民大会は全て民国の産物であったが、農村は祠堂・公所・郷学と士紳を受容したのと同じように、そのような民国の産物を全てそのままに受容することができた $^{(66)}$ 。

本稿が取り上げた南海県の場合、地域社会が受容したものは郷鎮自治と保甲制であった。宗族や自然村は「保」の名義を利用することができ、団練公局の武装連盟や基囲に基づいた土地-水利連盟、複数の約あるいは村落が結束した宗族連盟などの共同体も「郷」の名義を利用することができた。換言すれば、国家の郷鎮保甲制度は、地方におけるさまざまな共同体に運用される手段だったのである。その運用の目的は、明清時代の科挙や祠堂、宗族組織などの手段と同様に、地域を支配することであった。

戦後の南海県では、ドゥアラの言う「権力の文化的なネクサス」が重要な役割を果たしたにもかかわらず、いわば権力の非文化的なネクサスが新たな政治文化とイデオロギーを柔軟に受容することができたことを明らかにした。この結論は、文化要因が決定的なものではなかったことを示唆する。即ち、地域社会とそこにおける自発的秩序は、国家の支配と単に対立関係にあっただけでなく、両者が交渉しつつ融合する動態空間も引き続き存在していたのである。そのような空間にはむろん境界があったが、南海県の歴史は地域社会の能動性が従来の想定を超えていたことを示しているのではないだろうか。

[附記] 本稿の執筆にあたり、匿名査読者・蒲豊彦先生(京都橘大学)・村上衛先生から貴重な御教示を賜り、また手代木さづきさん(京都大学文学研究科博士後期課程)には日本語の修正において強力にサポートしていただいた。また、本稿は筆者の中国語の修士論文に基づくものであるが、修士論文執筆の際には、当時の指導教員であった李欣栄先生(中山大学歴史学系)に御指導いただいた。心より感謝申し上げる。

註 -

- (1) 国民党政権の郷鎮保甲制度の概要については、以下の著作を参照: 銭端升など『民国政制史』上海人民出版社、2011年、632-637頁。陳之邁『中国政府』上海人民出版社、2015年、521-524頁。
- (2) 歴史行動者の感覚と行動様式については、岸本美緒の論文を参照:岸本美緒「明清時代の身分感覚」『風俗と時代観』研文出版、2012年、147-178頁。
- (3) 費孝通は「上から」の「中央集権」と「下から」の「地方自治」が共存していた伝統中国の郷村社会の構造を「複線の政治」と呼んだ。費孝通「基層行政的僵化」『郷土中国(修

訂本)』上海人民出版社、2013年、277-281頁。

- (4) Kung-chuan Hsiao. *Rural China: Imperial Control in the Nineteenth Century*. Seattle: University of Washington Press, 1960. (中国語訳:蕭公権著、張皓·張升訳『中国郷村:19世紀的帝国控制』九州出版社、2018年)T'ung-tsu Ch'u. *Local Government in China under the Ch'ing*. Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1962. (中国語訳:瞿同祖著、范忠信·晏鋒訳、何鵬校『清代地方政府』法律出版社、2003年)。
- (5) Philip A. Kuhn. Rebellion and Its Enemies in Late Imperial China: Militarization and Social Structure, 1796–1864. Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1970. (中国語訳: 孔飛力著、謝亮生等訳『中華帝国晚期的叛乱及其敵人: 1796–1864年的軍事化与社会結構』中国社会科学出版社、1990年)Philip A. Kuhn. "Local Self-Government Under the Republic: Problems of Control, Autonomy, and Mobilization," Frederic Wakeman, JR. and Carolyn Grant, eds., Conflict and Control in Late Imperial China. Oakland: University of California Press, 1975. Philip A. Kuhn. "Local Taxation and Finance in Republican China," Susan Mann Jones, ed., Select Papers from the Center for Far Eastern Studies (No.3 1978–79). Chicago: University of Chicago Press, 1979.
- (6) Prasenjit Duara. *Culture, Power, and the State: Rural North China, 1900–1942*. Redwood City, California: Stanford University Press, 1991. (中国語訳:杜賛奇著、王福明訳『文化、権力与国家:1900–1942年的華北農村』江蘇人民出版社、2003年)。
- (7) 民国期の政治学者・外交官である陳之邁は、保甲制度は「一時権宜之計」(一時の便宜を図るためのもの)であり、長期間施行されると地方自治の推進という長期的計画を阻害しかねないと指摘した。対照的に、李宗黄や聞鈞天などの国民党の官僚学者は、保甲制度を地方自治に相応しいものとして評価した。陳之邁『中国政府』、523-524頁。聞鈞天『中国保甲制度』直学軒、1933年。李宗黄『現行保甲制度』中華書局、1943年。
- (8) 例えば、王奇生「戦前中国的区郷行政:以江蘇省為中心」『民国档案』2006年第01期、66-77頁。王先明「從自治到保甲:郷制重構中的歴史回帰問題——以20世紀三四十年代兩湖郷村社会為範囲」『史学月刊』2008年第2期、70-79頁。
- (9) 林済「新郷紳与近代宗族」『二十一世紀』2002年10月第73期、43-53頁。魏光奇『官治与自治:20世紀上半期的中国県治』商務印書館、2004年。王先明「士紳構成要素的変異与郷村権力—以20世紀三四十年代的晋西北、晋中為例」『近代史研究』2005年第2期、245-283頁。丰簫「一个国民党新官紳的郷鎮生活(1948年-1950年)—以浙江省海宁県長安鎮的張鉄民為个案』『上海交通大学学報(哲学社会科学版)』2007年第4期、81-88頁。
- (10) 保甲制に関する研究成果は非常に多いため、ここでは代表的なもののみ挙げる。王奇生「区郷保甲:県衙与村荘之間的政治」『革命与反革命:社会文化視野下的民国政治』社会科学文献出版社、2010年、394-438頁。冉綿惠『民国時期四川保甲制度與基層政治』社会科学文献出版社、2010年。沈成飛『抗戦時期的広東保甲制度』人民出版社、2015年。
- (11) 例えば、楊紅運『復而不興:戦前江蘇省保甲制度研究(1927-1937)』山西人民出版社、2013年。丰簫『権力與制衡:浙江省嘉興地区郷鎮自治研究(1945-1949)』商務印書館、2014年。
- (12) 奥村哲編『変革期の基層社会―総力戦と中国・日本』創土社、2013年。笹川裕史『中国 戦時秩序の生成―戦争と社会変容 一九三〇~五〇年代』汲古書院、2023年、77-105頁。
- (13) 蒲豊彦『闘う村落:近代中国華南の民衆と国家』名古屋大学出版会、2020年。宮内肇 「一九二〇年代初頭の広東郷村社会―宗族からみる陳炯明の地方自治政策―」『史林』96巻

4号、2013年。

- (14) 劉志偉『在国家與社会之間:明清広東地区里甲賦役制度與鄉村社会』中国人民大学出版社、2010年。劉志偉「地域社会與文化的結構過程——珠江三角洲研究的歷史学與人類学対話|『歷史研究』2003年第1期、54-64、190頁。
- (15) 片山剛『清代珠江デルタ図甲制の研究』大阪大学出版会、2018年、77-105頁。
- (16) 羅一星『明清仏山経済発展与社会変遷』広東人民出版社、1994年。
- (17) 劉志偉「地域社会與文化的結構過程——珠江三角洲研究的歷史学與人類学対話」『歷史研究』。
- (18) David Faure. The Structure of Chinese Rural Society: Lineage and Village in the Eastern New Territories, Hong Kong. New York: Oxford University Press, 1986. 科大衛(フォール)著、卜永堅訳『皇帝和祖宗:華南的国家與宗族』江蘇人民出版社、2009年。
- (19) 万暦『南海県志』、明万暦三十七年(1609) 刊本、第1卷、12頁。
- (20)「呈(呈請收回成命另委能人)」(1946年1月14日)、南海区档案館蔵、34-政-050-012~017。本稿で引用する档案はすべて南海区档案館所蔵であるので、以下出所を省略する。
- (21)「呈(呈請准予加委吴耕云等為副郷長)」(1946年3月29日)、34-政-050-033~034。
- (22) 「呈 (無標題)」(1947年6月2日)、34-政-060-254~259。
- (23) 「呈 (無標題) | (1947年6月2日)、34-政-060-254~259。
- (24) 五邑とは新会、台山、開平、恩平、鶴山という5つの県を指す。五邑を含めた珠江デルタ出身の華僑は、潮汕・福建地区の華僑に比べて、南洋よりアメリカ大陸に移民した者が多かった。民国期の地価を見れば、珠江デルタの土地はアメリカ大陸の土地よりはるかに高かった。このため、新村の例のように、華僑が海外から送金して故郷の土地を購入することが多かった。林家勁など『近代広東僑彙研究』中山大学出版社、1999年、31、109-114頁。
- (25) David Faure. *The Structure of Chinese Rural Society: Lineage and Village in the Eastern New Territories*, pp. 30–44. 蕭鳳霞、劉志偉「宗族、市場、盗寇与蛋民—明以后珠江三角洲的族群与社会」『中国社会経済史研究』 2004年第3期、第1–13頁。
- (26)「呈(按照原有地域編正以便政令施行)」(1947年、日付無し)、34-政-060-254~259。
- (27)「呈(按照原有地域編正以便政令施行)」(1947年、日付無し)、34-政-060-254~259。
- (28) 南海県政府編輯処編『出巡紀事:南海県政専刊之一』、出版者無し、1930年、73、83頁。
- (29) 「民国時期南海県区(堡) 郷設置演変簡表」南海市地方志編纂委員会編『南海県志』中華書局、2000年、77頁。
- (30) 清末における広東の公局と団局については、邱捷の著作を参照:邱捷『晩清民国初年広東的士紳與商人』広西師範大学出版社、2012年。
- (31) 表題無し、日付無し、34-政-430-013~014。
- (32)「民国時期南海県区(堡)郷設置演変簡表」南海市地方志編纂委員会編『南海県志』77 頁。扶南笨伯「大瀝四堡立誠堂沿革」『南海民報』1947年3月4日、2頁。
- (33)「民国時期南海県区(堡)郷設置演変簡表」南海市地方志編纂委員会編『南海県志』77頁。「呈(呈報転発委令情況並請另想法委任其他聯保主任)」(1946年9月27日)、34-政-081-181~188.
- (34)「民国時期南海県区(堡)郷設置演変簡表 | 南海市地方志編纂委員会編『南海県志』77

- 頁。南海県政府編輯処編『出巡紀事:南海県政専刊之一』、66頁。
- (35) 南海県政府編輯処編『出巡紀事:南海県政専刊之一』、50頁。
- (36)「芝安郷概況調査表」(日付無し)、34-政-447。
- (37) 冼寶榦編纂、佛山市図書館整理『(民国) 佛山忠義郷志校注本』嶽麓書社、2017年、 113-114頁。
- (38) 片山剛「珠江デルタ桑園囲の構造と治水組織―清代乾隆年間~民国期」『東洋文化研究 所紀要』1993年第3号、総第121号、137-209頁。
- (39) 南海県政府編輯処編『出巡紀事:南海県政専刊之一』、146、158頁。
- (40) 科大衛(フォール)著、ト永堅訳『皇帝和祖宗:華南的国家與宗族』、258-274頁。
- (41) 胡慶鈞「兩種権力夾縫中的保長」呉晗·費孝通等『皇権與紳権』観察社、1948年、130-139頁。丰簫「善惡之間:南京国民政府時期保長形象的遊移」『学術月刊』第42卷10月號、2010年、148-154頁。
- (42)「第二一次常会紀録」(1946年3月19日)、34-政-433-181~186。
- (43)「第三七次常会紀録」(1946年9月1日)、34-政-433-123~128。
- (44) 民国21年 (1932) の建安局の「各郷勇額」(自衛武装の人数) についての档案を見ると、麻奢が最多の40名、次が赤山と蒲溪の16名、高辺の14名で、他の大部分の郷が4名から6名にとどまっていた。「丙辰歳建安局章程并来往要事抄録簿」(1916~1932年)、34-政-430-007。
- (45)「第三八次常会紀録 | (1946年9月11日)、34-政-433-129~134。
- (46)「埠」という字は本来港や埠頭を指すが、南海県の場合、史料中に「埠底穀」・「禾埠」・「各約各埠」・「埠主」という表現が散見されるため、この地域の方言では「埠」は畑や村落を指すことが窺える。麻奢保と福田保の「埠界」案件は、畑の境界に関する紛争と理解して間違いないだろう。
- (47)「第四八次常会紀録|(1946年12月19日)、34-政-433-086~091。
- (48) 表題無し、日付無し、34-政-430-032~034。
- (50)「呈(呈報各保長多有任期已満或辭職、請分別考核飭遵)」(1948年2月19日)、34-政-081-039~041、「呈(呈報李健之報告及調査所得情形)」(1948年3月10日)、34-政-081-067-068。
- (51) 「呈(呈請令飭北勝郷直接管轄本保)」(1946年3月22日)、34-政-051-214~218、「南海縣 北勝郷河塱沙保常備隊槍支弾薬花名冊」(1946年3月22日)、34-政-051-201~204。
- (52)「便箋(准予北勝郷河塱沙保自成一保從近自治)」(1946年4月13日)、34-政-051-212~213。
- (53) 「呈(呈報査明河塱沙保管轄問題請察核)」(1946年5月6日)、34-政-039-113~115、「呈(河塱沙不能離開岡頭村另立一保)」(1946年5月20日)、34-政-051-220~223、「呈(呈請將河塱沙帰還原有範囲以正業権)」(1946年5月21日)、34-政-051-224~226。
- (54)「呈(呈請將河塱沙帰還原有範囲以正業権)」(1946年5月21日)、34-政-051-224~226。
- (55) David Faure. The Structure of Chinese Rural Society: Lineage and Village in the Eastern New Territories, p. 183.
- (56)「代電(電呈経費緊張依法籌募自治経費請核)|(1948年5月26日)、34-政-048-106~107。

- (57) 「司斤」(司碼斤・司馬斤)とは民国期に使われていた計量単位であって、1司斤がおよそ1.2市斤即ち0.6キログラムに当たる。
- (58)「代電(呈繳八九月份工作会報報告書)」(1948年9月23日)、34-政-048-099~101。
- (59)「呈(呈報郷公所経費不足辦事困難情形)」(1947年8月18日)、34-政-060-297~300、「呈(呈報請辭的三點理由)」(1947年10月18日)、34-政-081-100~105、「呈(呈報本所経費断絶職員自動離散請察核)」(1947年7月6日)、34-政-087-094~097、「呈(呈請准予辭職)」(1949年2月1日)、34-政-088-013~014。
- (60) 「呈(為郷保長包煙庇賭県長充耳弗聞密請迅予撤究)」(1948年11月21日)、34-政-048-138~143。
- (61)「参議会成立第二天、王県長作施政報告、参議員熱烈質詢一般県政」『南海日報』1947年 10月24日、4頁。
- (62) 国民党政権の兵役制度の歴史については、以下の著作を参照。汪正晟『以軍令興内政: 徴兵制與国府建国的策略與実際(1928-1945)』国立台湾大学出版委員会、2007年。
- (63)「南海県紫羅澳郷三十六年度適齢壯丁兵役慰労金收支数目移交清冊」(1948年、日付無 し)、34-政-088-020~045。
- (64) 「召集郷保聯席臨時会議紀録案」(1946年9月27日)、34-政-433-140~145。
- (65) 代募金が高額になったのは、国民党政権の発行した法幣が深刻なインフレのために急激に安くなったからだった。「第九一次常会紀録」(1948年2月5日)、34-政-432-032~035、「第九四次常会紀録」(1948年3月16日)、34-政-431-291~296、「第九五次常会紀録」(1948年3月26日)、34-政-431-300~306。
- (66) David Faure. "Linage Socialism and Community Control: Tangang Xiang in the 1920s and 1930s," David Faure and Helen F. Siu eds., *Down to Earth: the Territorial Bond in South China*, p. 187.